

1. 人権擁護機関である法務省に措置命令権（削除命令）を付与する法整備

- ・行政による措置命令については、表現の自由を侵害する可能性が強く懸念されることから、法整備にあたっては、いかなる情報が措置命令の対象となるのか、その構成要件を明確にすることが不可欠となる。
- ・一方で、構成要件の明確化が困難であることもあって、許しがたい人権侵害情報のインターネット上の発信行為を放置することはできない。
- ・該当行為の明確化（国通知該当など）や、第三者機関によるチェックを含め、表現の自由の保障に十分配慮しつつ、明らかに問題のある情報発信に限り措置命令の対象とするなど、何らかの強制力のある措置制度の整備を提案する。

2. 電気通信事業者等（プロバイダ等）の民事責任免責規定を明確化

- ・プロバイダ責任制限法3条2項は、プロバイダ等が人権侵害情報を削除等（情報送信を防止）した場合の情報発信者からの賠償請求を免責するものだが、他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった旨のプロバイダ等の判断が正当だったかどうかは訴訟の結果次第であり、プロバイダ等の情報発信者からの訴訟リスクは無くならない。
- ・国（法務省通知）では、特定の地域がいわゆる同和地区である旨の摘示について、「違法性がある」と明記している。（30.12.27通知）
- ・また、集団に対する差別的言動についても、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものだったか否かを社会通念に照らして客観的に判断する旨明記している。（31.3.8通知）
- ・国として、当該情報が特定の者に対する差別を助長誘発する目的が必ずしも明らかでないとしても、特定の場合について違法性があるとするのであれば、少なくとも、国の削除要請に基づきプロバイダ等が削除した場合の訴訟リスクは、国が引き受けるべきものとする。
- ・そのため、電気通信事業者等（プロバイダ等）の民事責任を免責する規定を法令において明記することを提案する。

3. インターネットを利用した人権侵害行為防止の努力義務等を明記

- ・児童ポルノ禁止法は、プロバイダ等に対して、児童ポルノをインターネットを利用して拡散する行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする旨の努力義務を規定している。
- ・出会い系サイト規制法は、インターネット異性紹介事業者に対して、禁止誘引行為がなされた場合の通信防止措置の義務付けを規定している。
- ・インターネット上におけるヘイトスピーチや、特定の地域を同和地区である、又はあったと指摘する行為は、明確に法令で禁止された行為ではないが、重大な人権侵害であり、児童ポルノや出会い系サイトにおける児童の権利保護と、重要性において違いはない。
- ・確信的に人権侵害情報を発信する発信者（削除要請に応じない）からの賠償請求についての裁判所の判断を後押しする意味でも、事業者に対して一定の努力義務を法令において明記することを提案する。
- ・また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることによって青少年の権利擁護に資することを目的とする法において、悪質な人権侵害情報についても同様に取り扱いいただくよう法整備を提案する。

4. サイトブロッキングの推進

- ・インターネット上の人権侵害事象については、例えば、海外サーバーから直接情報発信するケースもあるなど、いわゆる国内プロバイダによる情報の削除等の措置だけでは対応できない。この場合、有効な対応策となるのがブロッキングである。
- ・通信内容を把握する必要があることから、通信の秘密の侵害に該当するとの考え方があがるが、現に、児童ポルノに関しては、児童ポルノ禁止法において事業者が努力義務を課し、事業者団体として、現実にブロッキングに取り組んでいる。
- ・また、著作権違反となる海賊版サイトに関し、基本的には人権侵害ではない財産権の侵害であるにもかかわらず、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において、ブロッキングが可能であるとの見解を示している。
- ・インターネット上におけるヘイトスピーチや、特定の地域を同和地区である、又はあったと指摘する行為は、明確に法令で禁止された行為ではないが、重大な人権侵害であり、基本的には財産権侵害である海賊版サイトはもとより、児童ポルノにおける児童の権利保護と、重要性において違いはない。
- ・該当行為の明確化（国通知該当など）や、第三者機関によるチェックを含め、表現の自由の保障に十分配慮しつつ、明らかに問題のある情報発信に限り、海外サーバーの活用などによる、（削除要請に応じない）確信的に人権侵害情報を発信する発信者に対して、有効な対処方策となるブロッキングを実施できるよう、制度整備や国の考え方の表明をしていただくよう要望したい。